

愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(平成19年広域連合規則第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、実施機関の長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第1項第3号を削り、同条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、実施機関の長がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本

様式第6号(第6条関係)

決定期間特例通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	電 話

様式第 8 号中

「

開示に反対する場合 の反対の理由	
---------------------	--

」

を
「

開示に反対する場合 の意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由
------------------	---------------------------------------

」

に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第 2 条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則(平成19年広域連合規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第10条」を「第 9 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。